

若者の雇用をめぐる現状

若者の雇用状況

厚生労働省が実施した「平成30年『若年者雇用実態調査』の結果」によると、15歳～34歳の「若年労働者」がいる事業所の割合は76.0%であり、「正社員の若年労働者」がいる事業所は63.9%、「正社員以外の若年労働者」がいる事業所は38.1%となっている。

全労働者数に対する「若年労働者」の割合は27.3%で、そのうち正社員は17.2%、正社員以外は10.2%である。つまり、若年労働者の約6割は正社員、約4割が正社員以外で働いていることになる(図1)。

また、若年労働者の正社員割合が高い産業は、「情報通信業」、「金融業、保険業」で、正社員以外の割合が高いのは、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」である(図2)。

新規学卒就職者の学歴構成の変化

文部科学省「令和5年度 学校基本調査」によると、高等学校(全日制・定時制)卒業後の就職者は13万6,509人*1(高校卒業生全体の14.2%)、大学卒業後の就職者は44万8,073人*1(大学卒業生全体の75.9%)となっており、新規学卒就職者の主力は大学卒業生となっている。

これは、1997～98年を境に大卒就職者数が高卒就職者数を上回って以来の傾向だが、「大学全入時代」に入り、さらに大卒就職者中心の雇用状況となっている。

*1 就職し、かつ進学した者を含む

採用選考活動時期の動向

これまで、学生の就職・採用活動日程は、①日本経済団体連合会による「採用選考に関する指針」の策定、②就職問題懇談会*2による「申合せ」、③関係省庁(内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)による経済団体・業界団体等に対する遵守等の要請というプロセスによって毎年度決定してきた。しかし、2018年10月、日本経済団体連合会から、2020年度(2021年3月)以降に卒業・修了予定の学生の就職・採用活動からは、「採

用選考に関する指針」を策定しない方針が示された。

経団連の方針決定を受けて、就職問題懇談会座長は、学生・企業の双方に大きな混乱が生じることを大学側として強く危惧すること、2021年3月卒業予定者についてはこれまでの日程を維持するよう求めること、事態の打開に向けて政府による対応を期待することを含めた声明を公表した。

そのため、内閣官房を中心とする関係省庁連絡会議を経て、これまでと同じ日程ルール(広報活動3月、採用選考活動6月)の遵守等を要請した。22年以降25年3月の卒業予定者についても、基本的に現行のルールが維持されている。

*2 就職問題懇談会：大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成

新規学卒者の離職状況

厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況」(令和5年10月発表)によると、令和2(2020)年3月新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、高校37.0%(前年比1.1ポイント増)、短大等42.6%(同0.7ポイント増)、大学32.3%(同0.8ポイント増)(図4)。平成23(2011)年以降は横ばいで推移している。

ただし、離職率は、事業所規模や産業によって異なる。事業所規模別卒業後3年以内離職率は、たとえば高卒の場合1,000人以上の事業所は26.6%だが、5人未満の事業所では60.7%である(図5)。産業別に見ると、高校、大学ともに「宿泊業、飲食サービス業」の離職率が高くなっており、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が高くなっている(表1)。

■表1 卒業後3年以内離職率が高い上位5産業

	高等学校	大学	
1	宿泊業、飲食サービス業 62.6%	宿泊業、飲食サービス業 51.4%	1
2	生活関連サービス業、娯楽業 57.0%	生活関連サービス業、娯楽業 48.0%	2
3	小売業 48.3%	教育、学習支援業 46.0%	3
4	教育、学習支援業 48.1%	医療、福祉 38.8%	4
5	医療、福祉 46.4%	小売業 38.5%	5

※「その他」は除く

■図1 全労働者に占める若年労働者(15歳～34歳)の割合

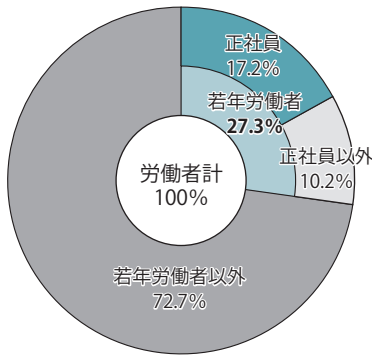
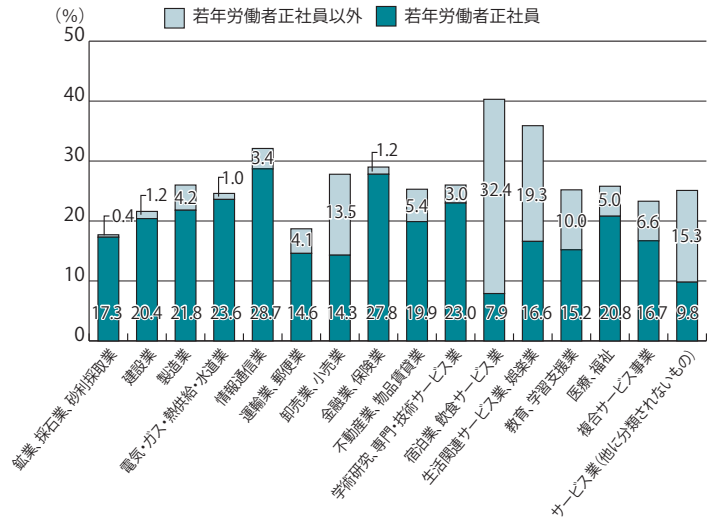


図1・2資料：
厚生労働省 令和元年
「平成30年『若年者雇用実態調査』の結果」

■図2 産業、雇用形態別全労働者に占める若年労働者割合



■図3 就職・採用活動開始時期

[広報活動]

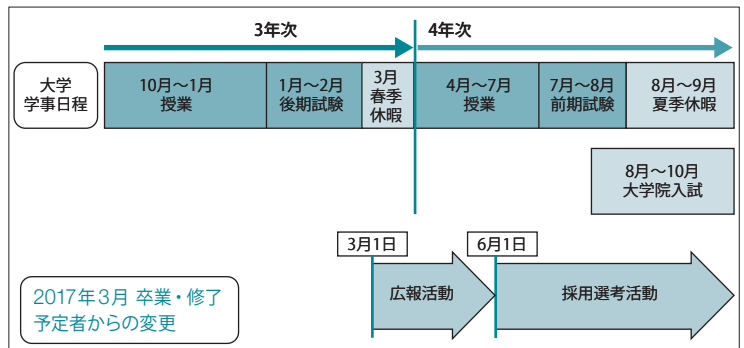
卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

[採用選考活動]

卒業・修了年度の6月1日以降

[採用内定日]

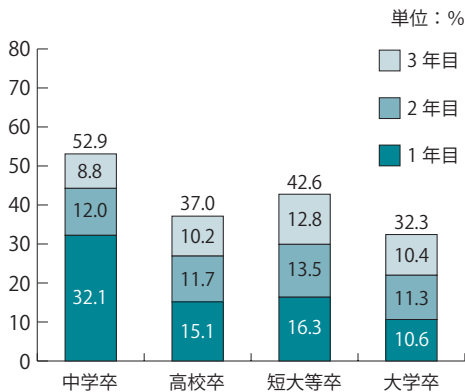
卒業・修了年度の10月1日以降



資料：一般社団法人 日本経済団体連合会

- ※1 広報活動：採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。
- ※2 採用選考活動：採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

■図4 令和2年3月新規学卒者の離職率



■図5 令和2年3月新規学卒者の事業所規模別就職後3年以内の離職率

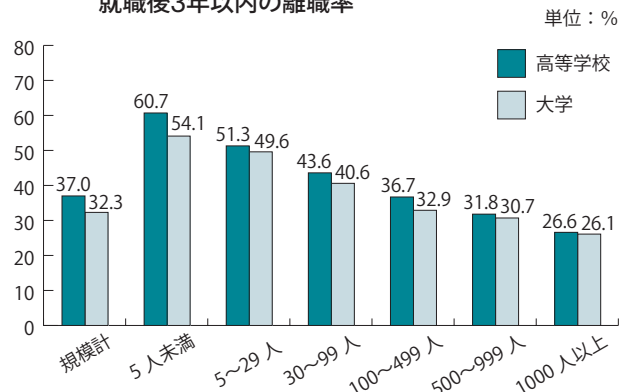


表1・図4・5資料：厚生労働省 令和5年「新規学卒就職者の離職状況(令和2年3月卒業者)」